令和○年度　保育従事者の質の向上に資する研修の実施計画書（作成例）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 設置者名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 計画 | 計画内容 |
| 研修実施日 |  |
| 研修種類  （施設内研修、外部研修の別） |  |
| 研修内容 |  |
| 研修参加対象者 |  |

【認可外保育施設指導監督基準】第５　保育内容（２）保育従事者の保育姿勢等

イ　保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

・　保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

・　都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

・　法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のもの限る。）及び法第６条の３第11項に規定する業務を目的とする施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましい。